

令和5年12月1日

おまつりひろば開設団体代表者各位

十日町雪まつり実行委員会  
会長 関口 芳史  
(雪の芸術展・ひろば部会)

第75回十日町雪まつり  
おまつりひろばの開設募集について (ご案内)

師走の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

例年、十日町雪まつりの開催に当たりましては、格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第75回十日町雪まつりを2月16日(金)～17日(土)に開催いたします。「おまつりひろば」の温かいおもてなしは毎回お客様から好評をいただいておりますが、今回も「おまつりひろば」を開設いただき、地域で楽しむとともに、お客様がより満足できるおもてなしを提供していただきたいと思っております。

つきましては、「おまつりひろば」を開設予定の皆様には、下記「おまつりひろば開設計画書」等のご提出をお願いいたします。

記

1 提出期限 **令和5年12月27日(水)※期限厳守**  
お忙しい中、申し訳ありませんが、ご協力をお願いいたします。

2 ひろば開設補助金交付基準 ※別紙参照

3 提出書類

**おまつりひろば開設にあたり提出必須の書類** (A4サイズ7枚、写真1枚)

①ひろば開設計画書

※各項目について漏れなく記入をお願いします。

※タイムスケジュールについては、提出時点で決定している内容をご記入ください。

※今回は、A「おまつりひろば」(次の1～3の条件を全て満たすひろば)及びB「いっぷくひろば」(1～2のいずれかと来訪者の休憩スペースを備えたひろば)に区分し、B「いっぷくひろば」に対する補助金は、A「おまつりひろば」の半額とします。

A「おまつりひろば」認定の3つの条件 ※拠点ひろばは④も必須とする。

- 1 雪像(雪の芸術展参加作品)があること。
- 2 雪のすべり台(スノーチュービング)等の雪と触れ合う場があること。
- 3 イベント(ステージショー、もちつき大会等)があること。
- 4 トイレがあること。

②露店等の開設届出書

※必ず押印した原本を提出してください。

③おまつりひろば開設位置図

裏面あり

- ④おまつりひろば内の見取り図（平面図）
- ⑤おまつりひろば内の火気等配置図（平面図）
- ⑥自主警備・避難誘導及び消火活動従事者名簿

※前回(74回)同様、②～⑥及び⑨の書類については、直接各ひろばから消防署へ提出いただきますようお願いいたします（事務局から消防への届出はいたしません）。

⑦おまつりひろば出店事業者名簿

※ひろば内での飲食の提供に関わる保健所への申請（臨時食品営業許可申請）につきましても、各ひろばまたは出店者において行っていただきますようお願いいたします。

⑧ホームページ掲載用写真

hirano@tokamachishikankou.jp ひろば担当：平野宛にお送りください。

※なるべく最新のものをご提出ください。

**ひろば内で、どんと焼きレベルのたき火等を実施するに当たり提出する書類**(A4 サイズ1枚)

⑨火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書

※ストーブ、キャンドル等の使用程度では提出不要です。

※必ず押印した原本を提出してください。

※花火の打上げを希望する場合は、十日町市役所（防災安全課）、十日町警察署、十日町地域消防本部へ別途申請が必要となります。

※各地の事故等により厳しくなっています。該当者は必ずご提出ください。

- 4 提出方法 ①③⑦⑧を下記問合せ先に直接ご持参いただくか、FAX 又はメールにて送付ください。  
②～⑥及び⑨は、各2部ずつ作成し、十日町消防署・予防課に提出ください。
- 5 その他 参加団体がまとまり次第、「おまつりひろば代表者会議」を開催予定です。  
※代表者会議は1月中旬を予定しております。  
※会議の内容によっては、文書での連絡のみとなる場合があります。

<問合せ先>

〒948-0079

十日町市旭町 251 番地 17 十日町市総合観光案内所内（十日町駅西口 2 階）

十日町雪まつり実行委員会事務局 ひろば担当：平野・数藤

TEL：025-757-3100 FAX：025-757-2285 E-mail：hirano@tokamachishikankou.jp